



平成 29 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社日本色材工業研究所
代表者名 代表取締役社長 土谷 康彦
(JASDAQ コード番号:4920)
問 合 せ 先 取締役人事総務部長 瀧川 順
(TEL. 03-3456-0561)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 5 月 26 日開催予定の第 60 回定時株主総会（以下「本株主総会」）において定款の一部変更議案が原案どおり承認されることを条件に、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、本株主総会に、株式併合に関する議案、発行可能株式総数および単元株式数の変更に関する定款の一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました（以下「本単元株式数変更」）。

(2) 変更の内容

平成 29 年 9 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本株主総会において、発行可能株式総数および本単元株式数変更に関する定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を100株に変更するとともに、個人投資家による投資機会の拡大および中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施することといたしました（以下、「本株式併合」）。なお、本単元株式数変更および本株式併合に伴い、当社株式の売買における投資単位（金額）は従前に比し2：1の水準となります。

(2) 株式併合の内容

- ①株式併合する株式の種類 普通株式
- ②株式併合の方法・割合 平成29年9月1日をもって、平成29年8月31日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数5株につき1株の割合で併合いたします。
- ③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年2月28日現在）	5,248,444株
株式併合により減少する株式数	4,198,756株
株式併合後の発行済株式総数	1,049,688株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成29年2月28日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	661名（100.000%）	5,248,444株（100.000%）
5株未満	83名（12.557%）	98株（0.001%）
5株以上	578名（87.443%）	5,248,346株（99.999%）

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満をご所有の株主様83名（所有株式数98株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、自己の有する単元未満株式を買い取るよう当社に対して請求することも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して売却処分し、または自己株式として当社が買い取り、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年9月1日をもって、株式併合割合（5分の1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	13,000,000株
変更後の発行可能株式総数（平成29年9月1日付）	2,600,000株

(6) 株式併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案、発行可能株式総数および本単元株式数変更に関する定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の理由

上記「2. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数13,000,000株から2,600,000株に減少させるため現行定款第5条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第7条（単元株式数）を変更するものです。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年9月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分を表します。）

現行	変更案
第1章 総則（条文省略） 第2章 株式 第1条～第4条（条文省略） （発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>13,000,000株</u> とする。 第6条（条文省略） （単元株式数） 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 第8条～第11条（条文省略） 第3章～第7章（条文省略） 附則 1（条文省略） （新設）	第1章 総則（現行どおり） 第2章 株式 第1条～第4条（現行どおり） （発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,600,000株</u> とする。 第6条（現行どおり） （単元株式数） 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 第8条～第11条（現行どおり） 第3章～第7章（現行どおり） 附則 1（現行どおり） <u>2 本定款第5条および第7条の変更は、平成29年9月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本条は効力発生日をもってこれを削除する。</u>

4. 今後の日程

平成 29 年 4 月 13 日	取締役会決議日
平成 29 年 5 月 26 日 (予定)	定時株主総会開催日
平成 29 年 8 月 28 日 (予定)	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 8 月 29 日 (予定)	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 9 月 1 日 (予定)	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日

上記のとおり、単元株式数変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 9 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 8 月 29 日です。

以 上